

## 鳥取県告示第429号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成23年7月26日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社ウェストバイオマス 代表取締役 三輪陽通  
境港市昭和町5-17
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
境港市潮見町2
- 3 一般廃棄物処理施設の種類  
焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条の2に規定する焼却施設をいう。）
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ及び動物系固形不要物  
（以上6品目。いずれも特別管理一般廃棄物及び石綿含有一般廃棄物であるものを除く。）
- 5 申請年月日  
平成23年6月8日
- 6 縦覧に供する書類  
申請書及び生活環境影響調査結果書
- 7 縦覧に供する場所  
(1) 鳥取県西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課（米子市鞆町一丁目160）  
(2) 境港市産業環境部環境防災課（境港市上道町3000）
- 8 縦覧に供する期間  
平成23年7月26日から1月間
- 9 意見書の提出等  
(1) 意見書の提出  
当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。  
(2) 意見書の提出期限  
平成23年9月9日  
(3) 意見書の提出先  
米子市鞆町一丁目160  
鳥取県西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課